

基本計画の位置付けからの見直し事項について

1 レストランについて

(1) 基本計画での位置付け

ア レストラン、カフェなどは、周辺の市民や近隣で働く人々も気軽に立ち寄る魅力的な店舗とします。(基本計画P 15)

イ 諸室構成表の室名欄に「レストラン」と記載(基本計画P 17)

(2) 見直し事項

レストランは設けない。

(3) 見直しする理由

ア 建設予定地の周辺状況を勘案し、また、街なか・市域への回遊性を考慮した場合に、レストランの設置は必須ではないと考えられる。

イ カフェを設置した場合の必要設備に比べ、レストランを設置した場合の必要設備は大型となり、建築面積の配分上支障が生じる。また高額な設備更新の頻度も高まり、運営上のコスト増につながるおそれがある。

2 託児室について

(1) 基本計画での位置付け

諸室構成表の室名欄に「託児室」と記載

(2) 見直し事項

託児室は設けない。

(3) 見直しをする理由

ア 子どもと保護者が展示等について会話をしながら、博物館を楽しんでもらいたいため。

イ 託児室を常設とした場合、恒常的に保育士等専門職員を確保する必要が生じるため。

ウ 託児室は設けないが、子育て中の家族が気兼ねなく来館できるよう、授乳室等を整備する。

3 市民交流室について

(1) 基本計画での位置付け

諸室構成表の室名欄に「ボランティア、友の会室」と記載

(2) 見直し事項

名称を変更し、「市民交流室」とする。

(3) 見直しをする理由

各団体の占有室のニュアンスが生じてしまいがちなため、友の会、市民学芸員、エムの会等が利用する部屋として、「市民交流室」の名称とする。

4 図書・情報室について

(1) 基本計画での位置付け

位置付けなし

(2) 見直し事項

来館者が気軽に図書閲覧等ができるよう、「図書・情報室」を設置する。

(3) 見直しをする理由

ア 松本学の推進拠点として、気軽に市民が博物館や松本のことを調べられるよう、館が有する情報を公開する必要がある。

イ レファレンス（質問）対応を図書・情報室に集約することで、「どこに、誰に聞いたらいいかわからない」状態を避けられる。